

◎シルバー保険について（請負・委任）

【ケガをしたときは】

- ◆直ちに医師の治療を受けてください。この場合、各自の健康保険証を使用してください。
- ◆ケガの状態、ケガをしたときの様子等をセンター事務局へ直ちに報告してください。自分で報告できないときは、そばにいる人に依頼し、なるべく早く知らせてください。
- ◆シルバー保険の手続きは、センター事務局でおこないます。



傷害保険 — 会員本人が身体に傷害を受けた場合 —

保険金の出る場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 就業中の事故（ただし、自宅作業中は除く） 2 仕事場への往復中の事故（ただし、通常の経路をはずれた場合は除く） 3 総会・講習会（知識・技能修得を目的とするもの）参加中、及びこの往復中の事故（ただし、通常の経路をはずれた場合は除く）
出ない場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 故意による事故 2 持病の場合（脳疾患・心神そう失等） 3 腰痛などで他覚症状のないもの

保険金の種類	支給要件	給付額
① 死亡保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したとき	500 万円
② 後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じたとき	障害の程度により 20 万円～500 万円
③ 入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院したとき	1 日あたり 4,500 円
④ 手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術科の算定対象とされている手術を受けたとき	(1)入院中の手術 45,000 円 (2)入院以外の手術 22,500 円
⑤ 通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内の通院（往診を含む）	1 日あたり 3,000 円
⑥ 熱中症危険特約	就業中に熱中症と診断された場合、状態により①～⑤の保険金が支払われます。	/